

幌延町安全で安心なまちづくり推進条例 [平成21年12月11日施行]

幌延町安全で安心な まちづくりを進めます



平成21年4月1日に施行された「幌延町まちづくり基本条例」の第32条に規定する、安全安心なまちづくり推進に関し必要な事項を定めた「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例」が議会で議決され、平成21年12月11日に施行されました。



のとします。

地域活動団体（町内会、ボランティア団体等）は、地域の安全は地域で守るという連帯意識を高め、連携・協力して安全で安心なまちづくりへの自主的な活動を推進し、まちづくりに協力するよう努めるものとします。

町民は、自らの安全は自らが守るよう努め、地域社会の一員として、安全で安心なまちづくりについて主的に活動し、協力するも

自らの安全は自らが守る
という意識を基本とし、そ
れぞれの適切な役割分担に
より、連携・協力して安全
で安心なまちづくりを推進
していくことを基本理念と
しています。

それぞれの役割分担とし
ては、町はさまざまな機関
等と協働し、総合的な施策
の推進や情報提供、助言な
どを行います。

防犯対策としては、町民等に対する地域安全に関する情報の提供、自主防犯活動の促進、道路や公園、公衆便所等の公共施設の整備及び管理、空地空家の適正化

防災対策としては、防災に関する知識の普及等防災意識の高揚を図ります。また、道路、河川、公園等の基盤施設の整備、公共施設の耐震化など、災害に強いまちづくりを行っていきます。なお、これらについては、「幌延町地域防災計画」の全面修正などを行い、実施しています。

基本的には、防災対策と
防犯対策、児童等の安全確
保、青少年の健全育成の4
つが柱となります。

基本的施策

最近あちこちで実践されてきているのが、「安全マップ」作りです。親や地域の大人が、子どもと一緒に歩きながら、「入りやすくて見えにくい場所」や「子ども 110番の家」などを確認し、地図を作つていくことで、子どもに防犯力をつけるとともに、子どもの行動範囲を大人が把握し、地域ぐるみで見守ることができま

な管理などに努めることとしています。



例えば